

若年性認知症支援コーディネーター設置事業実施要領

1 目的

65歳未満で発症する若年性認知症の人は、就労や生活費、子供の養育費等の経済的な問題や、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親の介護と重なる複数介護等の特徴があること、また、若年性認知症に対する理解が不足しているため、診断される前に症状が進行し、社会生活が事実上困難となることなど、一人ひとりの状態やその変化に応じた適切な支援方法の構築を図る必要があることから、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援など、連携を通じた総合的な支援を推進する。

2 事業内容

(1) 若年性認知症実態調査及び支援ニーズ調査

若年性認知症施策をすすめるための基礎的なデータを収集し、若年性認知症の人やその家族のニーズの把握を行う。

(2) 若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催

ア 概要

若年性認知症の人に対して、発症初期から高齢期まで本人に合わせた適切な支援が講じられるよう、若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者（医療・福祉・就労関係者等）の会議を開催し、ネットワークの構築を図る。

イ 参集者

医療機関、介護サービス事業者、障がい福祉サービス事業者、就労支援事業所、商工会議所等経済団体、認知症の人やその家族、行政担当者等

ウ 会議内容

下記の議題を主な内容とする。

- ・若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづくりの検討
- ・若年性認知症の人への支援に係る事例研究
- ・その他若年性認知症の人への支援に資すること

(3) 若年性認知症支援関係者等研修会の開催

ア 概要

若年性認知症の人に携わる者に対し、若年性認知症の理解促進を図る。

イ 研修対象者

若年性認知症自立支援ネットワークの構成機関及び企業関係者等

ウ 研修内容（例）

- ・若年性認知症に関する基本的知識及び支援制度等の理解促進
- ・若年性認知症の人に配慮した日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術の習得

(4) 個別電話相談

ア 概要

- ・認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する関係機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談に電話で応じる。
- ・相談内容を踏まえ、若年性認知症の本人やその家族の思い、置かれている環境、有する能力等の状況を勘案し、必要な支援制度やサービス等の支援に適切につなぐ。

イ 相談対象者

認知症の人、家族、関係機関職員

ウ 電話相談開設日及び時間

① 開設日 週3日以上 ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。

② 時間 1日5時間以上

③ 相談への対応

ア 相談者の話を真摯に聴き、困っている事の現状を把握するとともに、共感的な立場をとりながら、相談者の不安を軽減できるよう働きかけるものとする。

イ 相談内容により、適切な専門医療への受診の働きかけ、必要な社会資源の情報提供、地域包括支援センター・介護サービス事業者等の関係機関が行う支援への適切なつなぎ、就労している場合は職場の人事担当者との調整等を行うものとする。

ウ 相談内容は、1件ごとに「相談票」に記録するものとする。

エ 地域包括支援センター、市町村等に対し、必要な情報を提供するなどにより、連携の強化を図るものとする。

オ 電話相談の充実のために必要な情報等の収集、蓄積に努めるものとする。

3 個人情報の取り扱いについて

本事業に係る個人情報は、長野県個人情報保護条例（平成3年3月14日条例第2号）に基づき、事業の目的の達成のために必要な範囲内で収集することとし、本事業において知り得た個人情報については条例第5条第2項に基づき、目的以外で使用しないこととする。